

ボールコート マーチング 2021



基本実施要項

開催方法：新型コロナウイルス感染症対策のため収録動画提出による大会

動画提出期限：7月5日（月）AM11時まで

日時：2021年7月11日（日）

会場：日本マーチングバンド協会 関東支部事務局内

主催：日本マーチングバンド協会 関東支部

参加資格

1. 関東甲信越各地で活動するマーチングバンド・吹奏楽部・パーカッションアンサンブル・カラーガード・ダンスチーム等の団体。
2. 日本マーチングバンド協会に加盟していなくても可。
3. **5月17日(月)～6月11日(金)**の期間に下記の参加手続きを完了していること。
 - 大会本部が指定した各種書類等の提出。
4. **7月5日(月) AM11:00**までに動画データを関東支部事務局へ送付すること。

参加申込み

1. 参加費無料
日本マーチングバンド協会関東支部ホームページより「参加申込データ」をダウンロードしてください。
2. 参加申込書データは入力完了後、保存をして関東支部事務局へ **E-mail** 添付して提出してください。

郵送で提出するもの

- ・参加申込書（押印）

データ添付等で提出可能なもの

- ・参加申込データ、その他添付書類（著作権関係等）
- ・特殊効果など、事務局に事前連絡が必要なもの

※音源使用の場合は、上記提出書類に加えて下記のを提出してください。詳しい著作権等につきましては、関東カラーガードコンテスト 2021 実施要項の該当ページをご覧ください。

- ・録音利用明細書
- ・音源使用許諾証明書（領収書がある場合は添付）

申し込み受付期間 5月17日(月)～6月11日(金) 期限厳守

ボールコートマーチング専用 E-mail アドレス：marching.preview@m-bkanto.org

動画収録と提出方法

1. 動画撮影方法について

(1) 撮影者

- ①音楽著作権保護の観点から専門業者に依頼しての撮影は禁止。
出演団体に関わる個人が撮影した未編集動画を作成する。
- ②撮影については自団体で行う。

(2) 撮影に使用する機材

- ①外部入力マイクを使用する場合はワンポイントマイクに限定する。
- ②家庭用ビデオカメラで撮影することを推奨するが、スマートフォンでの撮影も可とする。
- ③全体が収まる画角サイズで撮影することが望ましい。
(広角レンズは使用可。映像に歪みのある魚眼レンズ、GoProは使用不可。)
- ④三脚等を使用し、ビデオカメラを固定した状態で撮影すること。

(3) 撮影する環境

- ① センターにカメラを設置し、俯瞰で常に全体が映されている状態で撮影を行う。
- ② 屋内、屋外の制限は設けない。
- ③ 音声収録上の注意点として、残響が長く音声が破綻して聞こえる会場での撮影は控える。また屋外の場合は、風ノイズが入らない様に注意をする。尚、カラーガードの団体は音源をスピーカーから出し、演技と同時録画する事。

2. 撮影する素材について

(1) 撮影素材は、下記の通りとする。

- ① 自団体の紹介動画（1分以内）
- ② 自団体のパフォーマンス（演技時間は実施規定で定められた時間内、演技前後は5秒程度の余白）

3. 提出について

記録した媒体（SDカード・USBメモリ）そのものを協会事務局に送付する。

または関東支部ボールコートマーチング専用メールアドレス（marching.preview@m-bkanto.org）にギガファイル便にて送付する。

※家庭用ビデオカメラで撮影したもの、スマートフォンで撮影したものの如何に関わらず、圧縮や変換を行わずに上記の方法で送付すること。動画の拡張子は（avi、mov、mp4、m2ts、mxf、wmv）のいずれか。

※メールや郵送の未着等に備えデータのバックアップを必ず行うこと。

4. 提出動画は講評の為のものです。当支部による動画配信及びDVD作成の予定はありません。

実施規定

1. 構成

- (1) 編成、使用楽器、使用手具、人数等は自由とする。
- (2) 演奏のみ、動きのみでも可とする。
- (3) 電源、PA、マイク等の使用も可とする。

2. 演奏演技

- (1) 演技フロアは自由とする。
- (2) 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
- (3) 演技時間は入場退場を含まず演奏演技開始から終了までを6分以内とする。

3. 講評・表彰

講評者は2名としてコメントをCDに記録する。

下記の賞を授与する。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 優秀賞 | 全参加団体 |
| (2) ルーキー賞 | 新規加盟出場団体 (加盟から初出場の場合) |

4. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 出演順は、受付締め切り後、大会実行委員会で決定する。
- (3) 参加団体には大会終了後、表彰状・講評コメントCDを発送する。

大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項は、あくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが、大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(肖像権)

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

マーチングバンド／マーチングパーカッション

(音楽著作権使用許諾申請)

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

1. 市販の楽譜を指定の編成で利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する(領収証等)のコピーを添付し提出して頂きます。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

2. 市販の楽譜をアレンジして利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、編曲使用許諾が必要です。

3. 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する…… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒事前に団体ごとに原曲の作曲者または版權を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。)

尚、著作権は著作者の死後**70年**を経ると消滅する事が原則ですが、**外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長して保護する必要がある楽曲が多く存在します(戦時加算)。**

(1) 2020年時点で編曲許諾が取れない可能性の高い作曲家

バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など

コープランド…「アパラチアの春」など

ストラビンスキー…「火の鳥」など

(2) 他にも編曲許諾が取れない可能性があります。

編曲許諾申請は著作権管理団体（JASRAC・日本音楽著作権協会 ほか）が公開している楽曲データベースを参照した上で著作権を持っている出版社に、必ず事前に確認をとってください。

⇒編曲使用許諾を証明する書類を提出すること。

尚、著作権を所有している出版社によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出下さい。

4. 自作曲を利用する …………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了している事。

(楽譜の複製・コピーについて)

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRAC ほか）にお問い合わせください。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要です。

※JASRAC の管理楽曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減額措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

不明点は、以下にお問い合わせ下さい。

日本マーチングバンド協会関東支部 mbkanto@n-bkanto.org
(受付時間：月曜・木曜 11:00～17:00) 03-5812-4151

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 出版課 03-3481-2170

<http://www.jasrac.or.jp>

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。

楽譜コピー問題協議会(CARS) <https://www.cars-music-copyright.jp>

カラーガード・バトン・ダンスチーム等

(音楽著作権使用許諾申請)

市販のCDの音源を、CD-Rに録音して使用する場合は、以下の手順に従い権利者の許諾を得る必要があります。

1. 下記のレコード会社の音源については、団体の責任において一般社団法人日本レコード協会に使用許諾申請を行ってください。[\(https://www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/\)](https://www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/)
※下記のレコード会社以外の場合は、従来通り、各社への許諾申請が必要です。
※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。
※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意して下さい。

※日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧

【2020年12月現在の情報です。最新の情報は日本レコード協会のWebサイト
(https://www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/) で確認してください。】

日本コロムビア(株)	(株)ジェイ・ストーム
(株)JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント	(株)ハッツアンリミテッド
キングレコード(株)	ナクソス・ジャパン(株)
(株)テイチクエンタテインメント	(株)A-Sketch
ユニバーサル ミュージック合同会社	(株)スペースシャワーネットワーク
日本クラウン(株)	ワーナー ブラザース ジャパン合同会社
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ	(株)ランブリング・レコーズ
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	(株)SDR
(株)ポニーキャニオン	(株)ギャンビット
(株)ワーナーミュージック・ジャパン	(株)クロア
(株)バップ	(株)トイズファクトリー
(株)ビーイング	(株)フライングドッグ
エイバックス・エンタテインメント(株)	有限会社リスペクトレコード
(株)フォーライフ ミュージックエンタテインメント	
(株)ヤマハミュージックコミュニケーションズ	
(株)ドリーミュージック	
(株)よしもとミュージックエンタテインメント	
(株)バンダイナムコアーツ	
NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社	
(株)プライエイド・レコーズ	
(株)エル・ディー・アンド・ケイ	
(株)コナミデジタルエンタテインメント	

2. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。
- ※日本レコード協会から発行された許諾証のコピーを提出して下さい。
 - ※日本レコード協会以外に許諾申請された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出して下さい。
 - ※大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。
3. レコード会社の許諾が下りたCD等音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する**録音利用料**が発生致します。JASRAC への申請は主催協会で一括して行いますが、JASRAC からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。
- (録音利用金額は一曲につき 400 円です。利用料の請求書は、大会実施より約 1 ヶ月後に協会より団体宛に郵送致します。)

不明点は、以下にお問い合わせ下さい。

日本マーチングバンド協会関東支部 mbkanto@m-bkanto.org
(受付時間：月曜・木曜 11:00～17:00) 03-5812-4151

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 03-3481-2121、<http://www.jasrac.or.jp>
一般社団法人日本レコード協会 http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/

提出する動画データに関する注意事項

1. 動画データにおける著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

- (1) 動画撮影において、団体が著作権（著作者人格権を含む）を有する必要がある。撮影者が第三者（撮影業者も含む）の場合、著作権（著作者人格権を含む）は撮影者の第三者となるので、必ず自団体にて撮影を行うこと。
- (2) 大会で使用した動画データについてトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理を行うこと。
- (3) 自団体紹介動画にBGMを使用する場合は著作権フリー楽曲を使用すること

2. 動画に含めてはならないもの

- (1) 参加者以外を無断で撮影するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2) 制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (4) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (5) 寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- (6) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチなど公序良俗に反するもの
- (7) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの

3. その他

- (1) 提出された動画データについて、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張ないし請求があった場合、団体の責任の下に処理を行うこと。
- (2) 提出に係る費用については、全て団体の負担とする。
- (3) 提出された動画データについては、一切返却しない。
- (4) 提出された動画データについては、個人情報保護法に基づき、当協会で責任を持って保管・管理を行い、使用後はすべて処分する。

■YouTube等動画配信サービスを利用する際の動画投稿に関する留意点

JASRACのホームページによると、YouTube等のJASRACが利用許諾契約を締結している動画投稿サービスにおいて、JASRACの管理する日本の楽曲を利用した動画をアップロードする場合には、利用許諾申請を行うことなく利用することができます。

しかしながら、**JASRACが管理する外国の楽曲**を利用する場合は、あらかじめ配信の為の利用許諾申請（上記）を行い、許諾を得た上で利用する必要があります。詳しくは下記に記載したJASRACホームページ参考資料を参照してください。

【JASRAC ホームページ参考資料】

YouTube等の動画投稿サービスでの音楽利用について

<https://www.jasrac.or.jp/news/20/interactive.html>